

令和4年度事業計画

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

全国水土里ネットは、土地改良団体の全国組織として会員及び関係機関から期待される役割を適切に担えるよう、令和2年度から精力的に取り組んでいる経営改革・業務改善を最重要課題と認識し、引き続き経費削減に努めるとともに、地域に貢献できる新たな業務を積極的に確保することにより、組織の持続的・安定的な運営を目指す。また、男女共同参画を推進するとともに、農業農村工学の専門組織としての技術力を高めるよう人材育成等を行うことを通じ、水土里ネットが農業・農村の振興を担える組織へと発展するよう支援を行う。

このような基本認識のもと、令和4年度は、以下に示す基本方針、重点項目及び具体的な活動を着実に実行に移していく。

1. 基本方針

地球規模の異常気象により大規模災害が世界各地で頻発するとともに、資材価格の上昇、労働者不足、バイオ燃料の需要の増加など様々な要因が加わって世界の食料価格が高騰している。また、新型コロナウイルス感染症の社会的、経済的な影響は全世界に及び、一部輸出国では穀物の輸出規制が実施されるなど、食料の確保や流通の機能不全に国民が不安を覚えた。我が国の農業・農村に目を向けると、人口減少の波が都市に先行して強く押し寄せ、農業従事者の高齢化や減少により、農地や農業用水の管理に支障が生じることで営農の継続が困難になるなど様々な問題に直面している。国民の命を支える食料を確保することは、このような国内外の情勢いかんに関わらず後回しにできない国民ニーズであり、食料安全保障の確立の観点から、日本の食料生産を支える農業生産基盤を維持し、国民の不安を解消していかなければならない。

令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」、令和3年3月に閣議決定された新たな「土地改良長期計画」及び令和3年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、農地の集積・集約、農地の大区画化・汎用化等の農地整備、スマート農業の展開に向けた基盤整備、農業水利施設等の維持・更新を適時適切に行い、農業を魅力ある産業として担い手に引き継いでいくことが極めて重要な課題となっている。加えて、全国各地でため池を含む農業水利施設等の老朽化が進行する中、令和3年7月梅雨前線豪雨災害に代表されるように、気候変動による豪雨災害や大規模地震が頻発しており、国民の生命と財産を守るためにも、洪水被害防止対策やため池等の耐震化などの農村地域の防災・減災対策の推進を通じた国土の強靱化が極めて重要な課題

となっている。

このような中で、土地改良制度については、平成 29 年、30 年に土地改良法が改正され、農地中間管理機構と連携した農業者の費用負担を求めない農地整備事業や、ため池等の耐震化を迅速に進める事業等が創設され、さらに、現在開会中の第 208 回通常国会においては、これらの事業を拡充するとともに、土地改良事業団体連合会の新たな業務（防災・減災対策等について借入金により資金を調達し土地改良区等へ交付する業務、小規模な基盤整備について土地改良区や市町村から委託を受けて工事を実施する業務）や土地改良区の組織変更制度を規定する土地改良法改正案が審議されているところである。

また、令和元年に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が、令和 2 年に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が施行されたことにより、ため池工事等を推進する措置が講じられ、ため池サポートセンターの設置などの取り組みが全国で展開している。

水土里ネットには、力強い農業の実現等を通じた食料の安定供給や農業・農村の多面的機能を発揮させるため、先人達のたゆまぬ努力により維持・活用されてきた農地・農業用水等の地域資源を良好な状態で次世代に継承していく責務があるとともに、国民の生命と財産を守るため、農村地域の防災・減災対策等の国土強靱化を継続的に推進していくことが求められている。水土里ネットが有する技術、経験など持てる能力を最大限に発揮するため、その体制強化を図っていく必要がある。

土地改良関係予算については、「闘う土地改良」の旗印の下、組織を挙げて様々な活動を行った結果、令和 3 年度補正予算、令和 4 年度当初予算を合わせて、全国の要望を満たす 6,300 億円を確保し、現場のニーズに応えられるようになった。引き続き、計画的・安定的な事業実施のために、現場のニーズに応えられる規模の予算の確保が必要である。

このため、全国水土里ネットは、国・都道府県・市町村と連携しつつ、各地域の水土里ネット及び都道府県水土里ネットとともに、「闘う土地改良」を掲げ、以下の基本方針のもとに事業を実施する。

- ①農業競争力強化のための農地の整備と有効利用の推進
- ②農業水利施設の長寿命化、計画的な更新整備、ため池等の防災・減災対策の推進
- ③土地改良施設の適正な維持管理体制の充実強化
- ④水土里ネット自身が抱える課題を直視しつつ、時代に応じた水土里ネットの使命と役割の在り方を検討
- ⑤国民にわかりやすい広報活動の推進

2. 重点項目

(1) 農業競争力強化のための農地の整備と有効利用の推進

農業の高付加価値化や生産コストの削減、構造改革を加速するため、農地中間管理機構と連携したほ場整備事業を活用し、水田の大区画化（畦畔除去等の簡易な整備を含む）、汎用化、畑地化、畑地・樹園地の高機能化等農地の整備、生産性の高い優良農地の拡大を図ることが必要である。その際、中山間地域等においても地域特性を踏まえた農業経営の展開が可能となるような整備を推進することが必要である。

また、その効果を高めるためには、集落営農や農業生産法人を含む担い手の育成、担い手への農地の面的集積、農地利用の高度化、スマート農業の導入などを同時に推進していくことが必要不可欠であり、これらに必要な予算の確保に努める。

さらに、事業の円滑かつ効率的推進を図るため、土地利用調整事務や換地事務、新技術開発、土地改良負担金対策等への支援を行うとともに、第 208 回通常国会で審議中の改正土地改良法に基づき、小規模な基盤整備が円滑に実施できるよう、市町村や水土里ネットを都道府県水土里ネットがサポートする仕組みの普及を図る。加えて、地域のニーズも聞きながら、関係団体が一体となって「人・農地プラン」の実質化に貢献する。

(2) 農業水利施設の長寿命化、計画的な更新整備、ため池等の防災・減災対策の推進

将来的に持続可能な営農を実現するため、老朽化が進行している農業水利施設の長寿命化や更新整備の推進、さらに、ため池等の耐震化事業等による農村地域の強靱化に必要な予算の確保に努めるとともに、大規模災害発生時の被災地への技術者の派遣に向けた調整、新技術開発等の支援を行う。

また、令和元年施行の「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」及び令和 2 年施行の「農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」及び第 208 回通常国会で審議中の改正土地改良法に基づく急施のため池整備も含め、国や地方公共団体の求めに応じて必要な協力を行う。

さらに、第 208 回通常国会で審議中の改正土地改良法に基づき、財政融資資金を借り入れ、農村地域の防災・減災や施設管理の省エネ化・再エネ利用及び省力化のための施設整備を行う事業の支援を行う。

(3) 土地改良施設の適正な維持管理体制の充実強化

農業従事者の高齢化や農業就業人口の減少、土地持ち非農家の増加、農業所得の減少等に伴い、組織の弱体化や農家の負担能力の低下が進行し、施設の老朽化、水土里ネットの財政問題、担い手への負担集中、営農形態の変化に伴う水利用形態の変化等の様々な問題が発生しており、土地改良施設の適

正な維持管理が難しくなる傾向にある。このため、水土里ネットの組織体制の見直しや運営基盤を強化するべく、これらを担う都道府県水土里ネット組織への支援やこれらに係る必要な検討・助言等を行う。特に水土里ネットの組合員資格や会計制度の見直しに適切な対応を図るため、研修を通じた水土里ネットの人材育成を重点的に実施する。

また、多面的機能支払制度を円滑に推進するための情報収集、提供等を行うとともに、今後の管理体制の検討や 21 世紀土地改良区創造運動等の着実かつ効果的な展開が可能となるよう各般の取り組みを行う。

さらに、再生可能エネルギーをめぐる時代の要請に応えるとともに、維持管理費の削減に資するよう、小水力発電等の実施に必要な情報の収集、提供、研修等を行い、その普及に努める。

(4) 時代に応じた水土里ネットの使命と役割の在り方の検討

人口減少社会が到来する中で、農村では、都市に先んじて農業就業人口の減少が進行している。さらに、基幹的農業従事者の平均年齢は 67 歳を超えており、近い将来、基幹的農業従事者の激減も想定されるところである。このような状況を踏まえ、国は、今後、地域農業の中核を担う担い手農家への農地の集積を推進している。その一方で、土地持ち非農家や小規模農家が増加しており、水土里ネットを取り巻く状況は大きく変化しようとしている。このような中、農地や農業用水など農業生産の基盤を支える水土里ネットは、時代の変化を的確に捉え、ユーザーである農業者に加え、その知見等を活かして地域の要請にも応えていくことが求められている。

即ち、担い手の育成・面的集積の推進など構造改革を進めていく上で、水土里ネットは単なる土地改良施設の建設・管理だけでなく、地域の農業振興、地域振興に向けた行政的支援の役割も期待されてきている。さらに、令和 3 年度現在、全国で 44 施設が世界かんがい施設遺産に登録されるなど、施設を核とした地域づくりや観光開発も求められている。このため、各種調査結果等を踏まえ、担い手への農地の面的集積や持続可能な農業の推進、多面的機能の発揮等、水土里ネットの新たな使命と役割の在り方について検討を進める。

また、令和 2 年 12 月に閣議決定された第 5 次男女共同参画基本計画を踏まえ、男女共同参画の状況調査等を行い、引き続き「全国水土里ネット女性の会」等の活動や、男女公平な人事評価、超勤縮減、テレワークなどの職場環境、各種の労働環境が整うよう啓発を行い、女性が土地改良に参画できる環境づくりを推進する。

以上の取り組みを通じ、水土里ネット関係者が男女、年齢を問わず、高い意識の下で土地改良施設の適正な維持管理を図るとともに、多様な人材が幅広く参画し、地域における農業・農村の将来像について十分に話し合い、その

発想が地域の発展に繋がるような「農業・農村振興を支える組織」に発展することを目指す。

(5) 国民にわかりやすい広報活動の推進

我が国の農業・農村を巡る情勢が厳しい中であって、水土里ネットは、自らが培ってきた技術と経験を活かし、先人達が築き上げてきた財産を未来へ継承するとともに、地域農業の振興等に積極的に貢献していく必要がある。

さらに、都市への居住人口が国民の約7割を占め、日常生活における農業・農村との関わりが少なくなる中で、我が国の農業・農村と水土里ネットの現状・役割について国民の認識を深める広報の役割はますます重要となっている。特に、農村回帰の潮流やコロナ禍における地方移住の流れを捉え、広報活動を推進していく必要がある。農業農村整備事業は、農業水利施設や農地の整備により農業構造を大きく変化させる「ストック効果」があることから、国民に対して、事業効果や農業・農村の持つ多面的機能等について幅広い視点から広報活動を推進する。

3. 具体的な活動

(1) 都道府県水土里ネットによる事業の推進に対する協力等

① 安定的・計画的な農業農村整備事業の推進のため、当初予算の十分な確保や地域の実態を踏まえた事業制度の創設に関する提言、さらに、必要な補正予算の確保など、土地改良関係者の意見が国政及び地方行政に反映されるよう要請活動を行う。特に、農地整備及び多面的機能支払制度の推進については、各種情報の収集・発信に加え、協議会等を活用し、水土里ネットが有する技術や経験に加えて、地図情報システムが積極的に利活用されるよう調査・検討を進める。

② 総会、役員会、全国土地改良大会、研修会の開催などにより、土地改良関係者の技術・知識の向上と意識の高揚に努め、結束を図る。また、全国土地改良大会においては、開催地である沖縄県の農業農村整備が果たしている役割・成果に対する認識を深め、全国に向け積極的にPRする。

さらに、農業農村整備に関して功績があった組織及び個人の表彰、21世紀土地改良区創造運動や農業農村整備事業の実施を通じて地域農業の活性化等を図っている組織及び個人の表彰など、土地改良関係の栄典に関することに取り組む。

③ 都道府県水土里ネットの活動を支援するため、農業・農村施策に関する情報提供や講師の派遣等による人材育成を行うとともに、各種協議会等を主催する。

(2) 農業農村整備に関する各種の支援及び技術的指導

1) 地域の水土里ネット等の土地改良負担金対策に対する支援

土地改良事業の受益者負担金の軽減を図るため、「農家負担金軽減支援対策事業」等により、償還金に係る償還利息相当額に対する利子助成、平準化資金の借り入れに対する利子補給及び無利子資金の貸し付けを行う。

2) 農業水利施設の適切な整備補修の実施に対する支援

土地改良施設は、農業生産を支える施設であり、地域にとっても重要な社会資本であることから、都道府県水土里ネットが行う施設の診断指導や定期的な整備補修を内容とする土地改良施設維持管理適正化事業、財政融資資金を活用した防災減災機能等強化事業などを計画的、効果的に実施するほか、管理団体への助言などの支援を行う。

3) 各事業に係るその他の技術的な支援

- ① 農道台帳の作成と管理に関する業務を通じて、農道の現状を適切に把握するとともに、地方交付税に係る交付金算定のための基礎資料とする。
- ② 農地の利用集積を積極的に進める上で、換地手法は重要な役割を担うものであるが、近年における国民の権利意識の高まりから、換地処分に関わる訴訟が多発する傾向にある。特に、行政処分による国民の権利利益を救済する手続きの整備が図られたこともあり、都道府県水土里ネット担当者に対し、より適法で適正な事務処理が行えるよう指導と援助を行う。
- ③ 土地改良区の組織・運営に関する平成30年の改正土地改良法の定着を図るため、全国水土里ネットの組織体制の強化を図るとともに、都道府県水土里ネット、地域の水土里ネット及び市町村の技術者及び事務職員を対象とした研修を行い、土地改良関係者の人材確保と資質の向上を図る。

(3) 土地改良に関する調査及び研究

以下の諸課題について、必要な情報の収集、調査・分析及び研究を行う。

- ① 農地整備事業の実施により豊かで競争力がある農業が実現した事例、農地中間管理機構事業と農地整備事業の連携や多面的機能支払制度の円滑な実施に向けた取組方策等に関する事項
- ② 農業用水を活用した小水力発電等の推進に関する事項
- ③ 水土里ネット組織基盤及び運営体制強化に関する事項
- ④ ドローン等新技術を活用した農業水利施設管理の省力化・高度化の取組推進に関する事項

(4) 広報活動

水土里ネットの役割や事業について国民からの理解と協力を得ること及び土地改良関係者の意識の高揚を図ることを目的に、全国水土里ネットにおいて以下のような広報活動を進める。

- ① 都道府県水土里ネットと協力した広報活動の効果的な展開（子ども絵画展や疏水フォーラムの開催等）
- ② 「ふるさと水と土基金」などを活用した一般向け情報誌の発行、地域活性化に取り組んでいる者に対する研修の実施
- ③ 農業・農村のホームページの充実を図るとともに、電子メール等の電子媒体、情報誌等を活用した情報の発信
- ④ 農林水産省及び土地改良関係団体と連携し、農業農村整備について国民の理解を得るため、豊かで競争力のある農業の実現が図られた優良地区に係る情報収集・情報発信
- ⑤ 土地改良事業において、女性が参画できる環境づくりを一層推進するため、水土里ネットに携わる女性のネットワークを広げるとともに知識やスキルの向上に資する情報収集・調査、研修会等の開催、女性の参画事例に係る情報発信
- ⑥ 都道府県水土里ネットの広報担当者に対する研修・意見交換会の実施

（5）新型コロナウイルス感染症対策

上記の活動について、これまでの新型コロナウイルス感染症の感染拡大期の経験や、国内外の様々な研究などの知見を踏まえながら、感染予防対策に万全を期し、感染状況に応じてWEBによる会議に変更するなど、関係者の健康と安全・安心を第一に配慮して実施する。

（以上）